

令和元年第 6 回石垣市議会定例会（12 月）

提出議案概要

条例案	6 件
補正予算案	8 件
その他	9 件
報告	4 件
<hr/>	
計	27 件

目 次

(頁)

【条例案 6件】

◎総務部

議案第 82 号 石垣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……(1)

議案第 77 号 石垣市固定資産税の課税免除に関する条例 …… (1)

◎企画部

議案第 78 号 石垣市行政組織条例の一部を改正する条例 ……(2)

議案第 79 号 石垣市職員定数条例の一部を改正する条例 ……(2)

◎建設部

議案第 80 号 石垣市下水道条例の一部を改正する条例 …… (2)

◎水道部

議案第 81 号 石垣市水道事業給水条例の一部を改正する条例 …… (3)

【補正予算案 8件】

◎総務部

議案第 83 号 令和元年度石垣市一般会計補正予算 (第 3 号) …… (3)

◎市民保健部

議案第 84 号 令和元年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……(3)

議案第 85 号 令和元年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) ……(4)

◎福祉部

議案第 86 号 令和元年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) …… (4)

◎建設部

議案第 87 号 令和元年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算
(第 2 号) …… (4)

議案第 88 号 令和元年度石垣市港湾事業特別会計補正予算 (第 3 号) ……(4)

議案第 89 号 令和元年度石垣市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) ……(5)

◎水道部

議案第 90 号 令和元年度石垣市水道事業会計補正予算 (第 1 号) …… (5)

【その他 9件】

◎総務部

議案第 95 号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
[石垣市新庁舎建設工事 (建築)] …… (5)

議案第 96 号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
[石垣市新庁舎建設工事 (強電設備)] …… (5)

議案第 97 号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
[石垣市新庁舎建設工事 (空気調和・換気設備)] …… (6)

◎福祉部

議案第 91 号 石垣市老人福祉センター指定管理者の指定について …… (6)

◎農林水産部

議案第 92 号 石垣市水産加工施設指定管理者の指定について …… (6)

議案第 98 号 農業基盤整備促進事業（栄第 2 地区）の施行について ……(6)

議案第 99 号 農業基盤整備促進事業（嘉手苅第 2 地区）の施行について ……(6)

◎建設部

議案第 93 号 米原キャンプ場及び米原ヤシ群落駐車場指定管理者の指定について ・ (7)

議案第 94 号 石垣市中央運動公園・住区基幹公園（9 か所）・サッカーパークあかんま
指定管理者の指定について ……(7)

【報告 4 件】

◎総務部

報告第 14 号 専決処分の報告について
[石垣市新庁舎建設工事（弱電設備）] …… (7)

報告第 15 号 専決処分の報告について
[石垣市新庁舎建設工事（給排水・衛生設備）] …… (7)

報告第 16 号 専決処分の報告について
[石垣市新庁舎建設工事（浄化槽設備）] …… (7)

◎建設部

報告第 17 号 専決処分の報告について
[和解及び損害賠償額の決定について] …… (8)

【条例案 6件】

◎総務部

件 名	概 要
<p>議案第 82 号 石垣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(総務課)</p>	<p>令和元年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に鑑み、市職員の給与を改定するため、条例の一部を改正する。</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>行政職給料表を改正する。</p> <p>行政職給料表(別表第 1)を全部改正(月例給の公民格差 0.14%を解消するため、若年層に重点を置いた引き上げ)</p>
<p>議案第 77 号 石垣市固定資産税の課税免除に関する条例</p> <p>(税務課)</p>	<p>課税免除を受けることができる資産を沖縄振興特別措置法の各条に明記された資産とし、課税免除を受けることができる者を青色申告者等とする。また、地域未来投資促進法に係る課税免除の規定を追加する。</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>第 2 条第 4 号において、課税免除を受けることができる青色申告者等について定義し、同条第 5 号及び第 6 号において地域未来投資促進法に係る促進地域、促進区域対象施設を定義</p> <p>第 3 条から第 5 条において、各地域制度における総務省令の金額要件資産のうち、沖振法の各条に掲げる減収補てん対象資産を明確化</p> <p>地域未来投資促進法に係る促進区域における課税免除について、新たに第 6 条として追加</p> <p>施行日 令和 2 年 1 月 1 日</p>

◎企画部

件 名	概 要
<p>議案第 78 号 石垣市行政組織条例の一部を改正する条例</p> <p>(企画政策課)</p>	<p>効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、条例の一部を改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>農林水産部の名称を産業振興部に改める。 商工業及び労政に関する業務を企画部から産業振興部へ移管する。 農林水産業等の各産業の振興には、それらの販路となる商工業との密接な連携が必要であり、商工業及び労政に関する業務とは、地元の特産品等の販路拡大につながる体制の構築などを行うものであるため、農林水産部の分掌事務とし、また部の名称も産業振興部とすることにより部の設置目的を明確にする。</p> <p>施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
<p>議案第 79 号 石垣市職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>(企画政策課)</p>	<p>幼稚園教諭が教育機関から市長部局へ移行するため、教育機関の職員の減員及び市長部局の職員の増員を行うとともに、救急業務体制の強化・改善を目的として消防機関の職員の増員を行うため、条例の一部を改正する。</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>職員定数について、 市長の事務部局の職員「386 人」を「399 人」に 13 人増 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員「100 人」を「87 人」に減 消防機関の職員「64 人」を「65 人」に増 と改正する。</p> <p>施行日 公布の日</p>

◎建設部

件 名	概 要
<p>議案第 80 号 石垣市下水道条例の一部を改正する条例</p> <p>(下水道課)</p>	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）に基づく、標準下水道条例の改正を受け、成年被後見人等に係る欠格条項等の規定を改めるため、条例の一部を改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 12 条及び第 16 条中の成年被後見人等に係る欠格条項を削除し、新たな欠格条項として、精神の機能の障害により事業・職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を追加する。</p> <p>施行日 令和 2 年 1 月 1 日</p>

◎水道部

件名	概要
議案第 81 号 石垣市水道事業給水条例 の一部を改正する条例 (施設課)	水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）が施行され、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が設けられることに伴い、条例の一部を改正する。 (主な内容) 第 41 条に給水装置工事事業者の指定更新手数料の規定を追加する。 施行日 公布の日

【補正予算案 8 件】

◎総務部

件名	概要						
議案第 83 号 令和元年度石垣市一般会 計補正予算（第 3 号） (財政課)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 8,325 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 321 億 7,059 万 8 千円とする。 (主な内容) 歳入 増額：使用料及び手数料、繰入金、諸収入 等 減額：国庫支出金、県支出金、市債 等 歳出 増額：民生費、衛生費、教育費 等 減額：総務費、農林水産業費、土木費 等 (単位：千円)						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32,553,857</td> <td>△383,259</td> <td>32,170,598</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	32,553,857	△383,259	32,170,598
補正前の額	補正額	補正後の額					
32,553,857	△383,259	32,170,598					

◎市民保健部

件名	概要						
議案第 84 号 令和元年度石垣市国民健 康保険事業特別会計補正 予算（第 2 号） (健康保険課)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 670 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61 億 9,223 万 6 千円とする。 (主な内容) 歳入 増額：国庫補助金 歳出 増額：総務管理費、償還金等 (単位：千円)						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,185,528</td> <td>6,708</td> <td>6,192,236</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	6,185,528	6,708	6,192,236
補正前の額	補正額	補正後の額					
6,185,528	6,708	6,192,236					

議案第 85 号 令和元年度石垣市後期高 齢者医療特別会計補正予 算（第 2 号） (健康保険課)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>1,001 万 8 千円</u> を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>3 億 9,860 万 2 千円</u> とする。 (主な内容) 歳入 増額：後期高齢者医療保険料 歳出 増額：後期高齢者医療広域連合納付金 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	388,584	10,018	398,602

◎福祉部

件 名	概 要		
議案第 86 号 令和元年度石垣市介護保 険事業特別会計補正予算 (第 3 号) (介護長寿課)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>7,381 万 6 千円</u> を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>39 億 2,897 万 7 千円</u> とする。 (主な内容) 歳入 増額：介護保険料 歳出 増額：介護給付費 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	3,855,161	73,816	3,928,977

◎建設部

件 名	概 要		
議案第 87 号 令和元年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計補正予算（第 2 号） (都市建設課)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>1,338 万 4 千円</u> を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>2 億 6,482 万 2 千円</u> とする。 (主な内容) 歳入 増額：一般会計繰入金、基金繰入金、土地区画整理事業債 歳出 増額：飛び地区事業費、土地区画整理事業費 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	251,438	13,384	264,822
議案第 88 号 令和元年度石垣市港湾事 業特別会計補正予算（第 3 号） (港湾課)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>16 万 6 千円</u> を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>20 億 793 万 1 千円</u> とする。 (主な内容) 歳入 増額：一般会計繰入金 歳出 増額：職員給与費 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	2,007,765	166	2,007,931

<p>議案第 89 号 令和元年度石垣市下水道 事業会計補正予算（第 2 号）</p> <p>（下水道課）</p>	<p>収益的予算において、既決予定額の支出総額に <u>158 万円</u>を追加し、収益的支出を <u>11 億 4,880 万 3 千円</u>に、収入総額に <u>3,362 万 5 千円</u>を追加し、収益的収入を <u>13 億 3,296 万 7 千円</u>とする。</p> <p>資本的予算において、既決予定額の支出総額から <u>4 億 8,304 万 5 千円</u>を減額し、資本的支出を <u>14 億 8,154 万 8 千円</u>に、収入総額から <u>5 億 307 万 9 千円</u>を減額し、資本的収入を <u>11 億 3,691 万 9 千円</u>とする。</p> <p>（主な内容） 施設の修繕及び消費税率改定による増額、下水道事業費決定による事業費の減額</p>
---	--

◎水道部

件 名	概 要						
<p>議案第 90 号 令和元年度石垣市水道事 業会計補正予算（第 1 号）</p> <p>（施設課）</p>	<p>資本的予算において、既決予定額の支出総額に <u>26 万 5 千円</u>を追加し、支出総額を <u>7 億 3,534 万 3 千円</u>とする。</p> <p>主な内容は、浜崎町地区配水管布設工事費増額等に係る資本的予算の組替え等を行うもの。</p> <p>なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の内訳において、その分を消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金の増額により補てんする。</p> <p>支出額（資本的予算） （単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="571 1061 1410 1155"> <thead> <tr> <th>既決予定額</th> <th>補正予定額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">735,078</td> <td style="text-align: center;">265</td> <td style="text-align: center;">735,343</td> </tr> </tbody> </table>	既決予定額	補正予定額	計	735,078	265	735,343
既決予定額	補正予定額	計					
735,078	265	735,343					

【その他 9 件】

◎総務部

件 名	概 要
<p>議案第 95 号 工事請負契約についての 議決内容の一部変更につ いて [石垣市新庁舎建設工 事（建築）]</p> <p>（新庁舎建設室）</p>	<p>令和元年第 4 回市議会定例会で議案第 45 号をもって議決された石垣市新庁舎建設工事（建築）に係る工事請負契約について、消費税法改正に伴い、議決内容の一部を変更する必要がある。</p> <p>契約金額中「4,906,440,000 円」を「4,997,300,000 円」に変更する。</p>
<p>議案第 96 号 工事請負契約についての 議決内容の一部変更につ いて [石垣市新庁舎建設工 事（強電設備）]</p> <p>（新庁舎建設室）</p>	<p>令和元年第 5 回市議会定例会で議案第 67 号をもって議決された石垣市新庁舎建設工事（強電設備）に係る工事請負契約について、消費税法改正に伴い、議決内容の一部を変更する必要がある。</p> <p>契約金額中「672,840,000 円」を「685,300,000 円」に変更する。</p>

<p>議案第 97 号 工事請負契約についての 議決内容の一部変更につ いて [石垣市新庁舎建設工 事 (空気調和・換気設備)] (新庁舎建設室)</p>	<p>令和元年第 5 回市議会定例会で議案第 69 号をもって議決された石垣 市新庁舎建設工事 (空気調和・換気設備) に係る工事請負契約について、 消費税法改正に伴い、議決内容の一部を変更する必要がある。 契約金額中「969,840,000 円」を「987,800,000 円」に変更する。</p>
---	--

◎福祉部

件 名	概 要
<p>議案第 91 号 石垣市老人福祉センター 指定管理者の指定につ いて (介護長寿課)</p>	<p>公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体：石垣市老人クラブ連合会 2 指定期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで</p>

◎農林水産部

件 名	概 要
<p>議案第 92 号 石垣市水産加工施設指定 管理者の指定につ いて (水産課)</p>	<p>公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体：八重山漁業協同組合 2 指定期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p>
<p>議案第 98 号 農業基盤整備促進事業 (栄 第 2 地区) の施行につ いて (むらづくり課)</p>	<p>土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うには、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を得る必要が ある。 受益面積：農業用排水施設 12.1ha 区画整理 10.8ha 受益戸数：農業用排水施設 15 戸 区画整理 13 戸 主要工事：畑地かんがい施設 総事業費：8 億 9,428 万 8 千円 工期：令和 2 年度～令和 6 年度 (5 年間)</p>
<p>議案第 99 号 農業基盤整備促進事業 (嘉 手苺第 2 地区) の施行につ いて (むらづくり課)</p>	<p>土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うには、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を得る必要が ある。 受益面積：農業用排水施設 7.5ha 受益戸数：農業用排水施設 11 戸 主要工事：末端かんがい施設 総事業費：1 億 3,500 万円 工期：令和 2 年度～令和 6 年度 (5 年間)</p>

◎建設部

件名	概要
議案第 93 号 米原キャンプ場及び米原 ヤシ群落駐車場指定管理 者の指定について (施設管理課)	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体：株式会社セフィロト 2 指定期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
議案第 94 号 石垣市中央運動公園・住区 基幹公園 (9 か所)・サッカー パークあかんま指定管 理者の指定について (施設管理課)	公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 1 指定管理者となる団体：一般社団法人石垣市体育協会 2 指定期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

【報告 4 件】

◎総務部

件名	概要
報告第 14 号 専決処分の報告について 〔石垣市新庁舎建設工事 (弱電設備)〕 (新庁舎建設室)	地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。(令和元年第 5 回石垣市議会で議案第 68 号をもって議決) (内容) 契約金額中「186,537,600 円」を「189,992,000 円」に変更する。 (理由) 消費税法改正に伴い、契約金額に変更が生じたため。
報告第 15 号 専決処分の報告について 〔石垣市新庁舎建設工事 (給排水・衛生設備)〕 (新庁舎建設室)	地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。(令和元年第 5 回石垣市議会で議案第 70 号をもって議決) (内容) 契約金額中「197,100,000 円」を「200,750,000 円」に変更する。 (理由) 消費税法改正に伴い、契約金額に変更が生じたため。
報告第 16 号 専決処分の報告について 〔石垣市新庁舎建設工事 (浄化槽設備)〕 (新庁舎建設室)	地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。(令和元年第 5 回石垣市議会で議案第 71 号をもって議決) (内容) 契約金額中「138,088,800 円」を「140,646,000 円」に変更する。 (理由) 消費税法改正に伴い、契約金額に変更が生じたため。

◎建設部

件 名	概 要
<p>報告第 17 号 専決処分の報告について [和解及び損害賠償額の 決定について]</p> <p>(空港課)</p>	<p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。</p> <p>1 事故名 国土交通省大阪航空局石垣空港出張所駐車場における除草作業中の車両破損事故</p> <p>2 当事者 損害賠償請求者：個人</p> <p>3 事故発生年月日 令和元年 8 月 11 日</p> <p>4 事故発生場所 国土交通省大阪航空局石垣空港出張所駐車場</p> <p>5 損害賠償額 111,146 円</p> <p>6 主な和解内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、損害賠償請求者所有車両のリアガラスの修理費用を負担する。 ・本和解をもって、本件事故から生じる紛争の一切を解決することとし、和解書に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを確認する。